



音楽でわかる税金百科 ②

～ああ～それは加算税～

税理士・公認会計士
ハツ尾順一

国税通則法2条4号は、附帯税について「国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう」と定義している。附帯税とは、その性質上（付随性）本税と一体的なもので、本税についての課税処分が取り消されると、附帯税もその課税根拠を失い、消滅してしまう。そして、2020年にCDをリリースした「ああ～それは加算税」は、附帯税である4つの加算税を各コーラスごとに歌ったものである。

加算税は、「申告納税制度」及び「徴収納付制度」の定着と発展を図るため、納税義務者の申告義務及び徴収納付義務が適正に履行されない場合の行政制裁として賦課徴収されるものである。

加算税は、課税庁の処分によって確定する「賦課課税方式」である。

加算税には、「過少申告加算税」（通法65）「無申告加算税」（通法66）「不納付加算税」（通法67）そして「重加算税」（通法68）がある。

ここでは、4コーラスにある「重加算税」の歌詞を紹介する。

隠蔽、仮装というけれど
あなたは分かるその意味を
二重帳簿に売上除外
在庫隠しは事実の隠蔽
架空名義の領収書、虚偽答弁
それは事実の仮装です
隠蔽仮装 過少の申告
ああ～それは重加算税



（YouTubeで歌が聴けます。）

上記の歌詞は、厳密に言うと、国税通則法68条1項の規定を歌ったものである。すなわち、同条1項は、「過少申告加算税＋隠蔽・仮装→35%」である。そして、2項は、「無申告加算税＋隠蔽・仮装→40%」、3項は、「不納付加算税＋隠蔽・仮装→35%」である。無申告で、隠蔽・仮装をしている場合の重加算税の税率は40%と高い。最近では、重加算税に係る改正が続き、次のように最高55%（無申告の場合60%）の重加算税が課せられる。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ① 通常課される重加算税の割合 | → 35%（無申告40%） |
| ② 過去5年以内の無申告・重加算（通法68④） | → 10% |
| ③ 電磁的記録に係る重加算 | → 10% |
| | <u>55%（無申告60%）</u> |